

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱及び久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部を改正する告示

(久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部改正)

第1条 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第51号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育部学務課」を「教育部教育総務課」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	職名
本部長	市長
副本部長	教育長
委員	総務部長
	市民部長
	こども未来部長
	建設部長
	教育部長
	人事課長
	市民生活課長
	交通住宅課長
	菖蒲行政センター長
	栗橋行政センター長
	鷺宮行政センター長
	保育幼稚園課長
	道路建設課長
	道路維持課長

	教育総務課長
	指導課長

(久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部改正)

第2条 久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育部学務課」を「教育部学校施設課」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。